

事務連絡  
平成30年3月30日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおける  
サービス提供責任者の兼務について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。）と、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）に限る。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合について、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知することとされている。

具体的な取扱いについては、下記のとおりとなるので、各都道府県においては、本事務連絡の趣旨及び内容を御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

#### 記

指定訪問介護と、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）に限る。以下「訪問型サービスA」という。）を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。

なお、このような場合におけるサービス提供責任者の必要数を算出するに当たっての利用者数の計算方法は市町村の判断になり、具体的には、指定訪問介護の利用者を1としつつ、訪問型サービスAの利用者を1とすることのほか、例えば0.5などに緩和することも可能である。

また、旧介護予防訪問介護に相当するサービスと訪問型サービスAを一体的に運営する場合においても、上記の取扱いと同様である。

(参考) 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)(抄)

6 義務付け・枠付けの見直し等

(27) 介護保険法(平 9 法 123)

- (iii) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平 11 厚生省令 37) 5 条 2 項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービス A)に限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。